

## 道央廃棄物処理組合連絡調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）の運営に関し関係団体の連絡調整を図るため、道央廃棄物処理組合連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次の事項の連絡調整を所掌する。

- (1) 道央廃棄物処理組合運営会議の協議事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、連絡調整会議において所掌することが必要と認められる事項

### (組織)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 組合事務局長（以下「事務局長」という。）は、連絡調整会議の会議（以下「会議」という。）の議長となり、連絡調整会議を代表する。

### (会議)

第4条 会議は、事務局長が招集する。

2 事務局長は、会議に必要があると認められるときは、第3条に規定する者以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、組合事務局において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

千歳市	市民環境部長	環境センター長	廃棄物管理課長		
北広島市	市民環境部長	市民環境部次長	環境課長		
南幌町	住民課長				
由仁町	住民課長				
長沼町	税務住民課長				
栗山町	環境政策課長				
南空知公衆衛生組合	総務課長				
道央廃棄物処理組合	事務局長	事務局次長	総務課長	企画課長	施設課長